

クラス分け規程

特定非営利活動法人

日本パラ・パワーリフティング連盟

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下JPPF）のクラス分けに関する基本事項を定めるものである。

(事業)

第2条 JPPFは、ワールドパラパワーリフティングと連携し、クラス分け資格取得者を設ける。

- (1) クラス分けドクターには、国内クラス分けドクターと国際クラス分けドクターがある。それぞれ、ワールドパラパワーリフティングの開催する講習会、並びに試験を受け合格したものがその任にあたる。
- (2) 国際大会には、ワールドパラパワーリフティングから指名されたクラス分けドクターを派遣する。
- (3) 国内選手権開催前日には、クラス分けを実施する。

(クラス分けルール)

第3条 クラス分けのルールはワールドパラパワーリフティングから発行されるクラス分けルールに従うものとする。

(規程の変更)

第4条 この規程は総会の議決によって変更する事が出来る。

付則

1. この規程は2017年4月1日から施行する。

